

「県民健康管理調査」検討委員会のあり方等の検討について

(平成 25 年 5 月 24 日)

県民健康管理調査の開始から約 2 年が経過し、「県民健康管理調査検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)には、この調査事業の進捗や今後の方向性等を議論、提言する役割が大きくなってきたこと等を踏まえ、あらためて検討委員会の「あり方」を検討し、以下の取組により、客観性や専門性の充実にを図る。

1 「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱の一部改正

「県民健康管理調査」の実施目的の明確化等、設置要綱を一部改正した。

(別紙 1 ; 「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱)

なお、「専門的な見地から広く助言等を得る」場とした検討委員会の位置づけは継続する。

【主な改正事項】

(1) 「県民健康管理調査」の目的の明確化 (第 1 条関係)

「県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として実施」

(2) その他

委員の任期の新設 (2 年)、座長の互選による選出 等

2 検討委員会委員構成等の見直し

放射線と健康に関する専門家等これまでの委員に加え、より幅広い分野の有識者を新たに招聘する。

(別紙 2 ; 「県民健康管理調査」検討委員会 委員名簿)

【見直し内容】

(1) 医学的専門性等の充実に観点から委員の拡充

「詳細調査」の実施を踏まえ、「甲状腺」、「がん・疫学」及び「妊産婦」に関する知見を有する専門家を新たに招聘。

(2) 「放射線と健康」に係る専門的知見の確保・拡充

(独法) 放射線医学総合研究所、(公財) 放射線影響研究所
広島大学、長崎大学、弘前大学

(3) 県内関係機関との連携強化

(社) 福島県病院協会、福島大学

(4) その他

県と一体となって県民健康管理調査の実施を担う県立医科大学関係者については、委員を解職。

「県民健康管理調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康管理調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康管理調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「県民健康管理調査」検討委員会 委員名簿

(平成25年5月24日)

(敬称略、五十音順)

	氏名	現職	備考
1	継続 アカシ マコト 明石 真言	独立行政法人 放射線医学総合研究所 理事	
2	継続 イサカ アキラ 井坂 晶	双葉郡医師会 顧問	
3	新規 イナバ トシヤ 稲葉 俊哉	国立大学法人 広島大学 原爆放射線医科学研究所長・教授	「放射線と健康」
4	継続 カスガ フミコ 春日 文子	日本学術会議 副会長 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長)	
5	継続 コダマ カズノリ 児玉 和紀	公益財団法人 放射線影響研究所 主席研究員	
6	継続 サトウ トシノブ 佐藤 敏信	環境省 環境保健部長	
7	新規 シミス カズオ 清水 一雄	学校法人 日本医科大学 内分泌・心臓血管・呼吸器外科統括責任者 内分泌外科大学院教授・内分泌外科部長 日本甲状腺外科学会理事長	医学的専門性 ※甲状腺
8	新規 シミス シュウジ 清水 修二	国立大学法人 福島大学 人文社会学群経済経営学類 教授	県内関係機関
9	新規 タカムラ ノボル 高村 昇	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野 教授 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー	「放射線と健康」
10	新規 ツガネ ショウイチロウ 津金昌一郎	独立行政法人 国立がん研究センター がん予防・検診研究センター長	医学的専門性 ※がん、疫学
11	新規 トコナミ シンジ 床次 眞司	国立大学法人 弘前大学 被ばく医療総合研究所 放射線物理学部門 教授	「放射線と健康」
12	継続 ナルイ カナエ 成井 香苗	福島県臨床心理士会 副会長	
13	継続 ホン ホクト 星 北斗	社団法人 福島県医師会 常任理事	
14	新規 マエハラ カズヘイ 前原 和平	社団法人 福島県病院協会 会長	県内関係機関
15	新規 ムロツキ ジュン 室月 淳	地方独立法人 宮城県立子ども病院産科 部長 国立大学法人 東北大学大学院医学系研究科胎児医学分野 教授	医学的専門性 ※妊産婦